

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置に係る仕様書

1 設置場所

(1) 広告付地図

本庁舎 1 階南ホール東側

(2) 行政情報モニター及び行事案内モニター付庁舎案内板

本庁舎 1 階南ホール西側：地階から 8 階までの各課一覧表及び地階のフロア案内図

(3) フロア案内板

ア 本庁舎 1 階エレベーターホール 地階～8 階のフロア案内図

イ 2 階～7 階エレベーターホール 各階のフロア案内図

ウ 地下 1 階及び 8 階 地下 1 階～8 階の各課一覧表

エ 2 階～7 階東西両階段各階部分 各階のフロア案内図

2 設置条件

機器等の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、熊谷市が設置業者（以下「事業者」という。）に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法とする。

3 機器設置等

(1) 広告付地図

ア 縦（高さ）2,200mm×横（幅）2,400mm×奥行 700mm程度の大きさと作成し、可動式とすること。

イ 転倒による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については、事業者が負担するものとする。

ウ 電気使用量を把握できるようにすること。

エ 公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

オ 音声の発生を制限することもある。

カ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。

キ 市のイメージキャラクターなどのイメージ図の着脱が容易にできること。

(2) 行政情報モニター及び行事案内モニター付庁舎案内板

ア 縦（高さ）2,400mm×横（幅）2,500mm×奥行 200mm程度の大きさと作成すること。

イ 転倒による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については、事業者が負担するものとする。

ウ 電気使用量を把握できるようにすること。

エ モニターについては 55 インチを 2 基縦並びとして、上部に行政情報モニ

ター、下部に行事案内モニターとする。なお、この2基のモニターに関してメンテナンスは事業者が行うこととする。

オ モニターの操作を職員が容易に行うことができるような端末を無償で貸与するとともに、操作方法に関しての講習も行うこと。

カ 各課の移動や名称変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

キ 音声の発生を制限することもある。

(3) フロア案内板

ア 1階エレベーターホール 地階～8階のフロア案内図

① 縦（高さ）1,900mm×横（幅）1,300mm×奥行100mm程度の大きさで作成すること。

② 転倒による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については事業者が負担するものとする。

③ 各課の移動や名称変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

イ 2階～7階エレベーターホール 各階のフロア案内図

① 縦（高さ）700mm×横（幅）700mm×奥行30mm程度の大きさで作成すること。

② 壁掛け式として、落下等による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については事業者が負担するものとする。

③ 各課の移動や名称変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

ウ 地下1階及び8階エレベーターホール 地下1階～8階の各課一覧表

① 縦（高さ）1,300mm×横（幅）500mm×奥行30mm程度の大きさで作成すること。

② 壁掛け式として、落下等による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については事業者が負担するものとする。

③各課の移動や名称変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

エ 2階～7階東西両階段各階部分 各階のフロア案内図

① 縦（高さ）650mm×横（幅）1,000mm×奥行30mm程度の大きさで作成すること。

② 壁掛け式として、落下等による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については事業者が負担するものとする。

③各課の移動や名称変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

4 設置時期 令和8年2月以降

※ 詳細な日程は、市と事業者との協議により決定するものとする。

5 運用

(1) 広告及び行政情報

ア 広告内容は、熊谷市広告掲載要綱及び熊谷市広告掲載基準を遵守したものとし、表示に先立って市の審査を受けるものとする。

イ 市は行政情報を事業者提供し、事業者は行政情報の作成を行うものとする。

(2) 定期保守

ア 事業者は、定期的に訪問し、設置機器のメンテナンス、清掃、表示内容の確認等を行うものとする。

イ 事業者は、連絡体制を整え、市からの問合せ等に対して迅速に対応するものとする。

(3) 事故等

事業者は、設置機器の破損、障害及びそれらに伴う事故等が発生したとき、又は広告内容等に対する苦情があったときは、迅速に対処するものとする。

(4) 運用期間等

運用期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

ただし、事業者は、事前に行事案内モニター等の操作研修を実施するものとする。

6 費用

(1) 設置等に係る費用

ア 機器の設置（増設を含む。）又は移設（配線工事を含む。）及び保守並びに運用期間終了後における機器の撤去及び原状回復に要する費用は、原則事業者の負担とする。

イ 消耗品等の交換及び破損等による修理に要する費用は、原則事業者の負担とする。

(2) 運用に係る費用

広告主の募集、広告表示の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成更新等に要する費用は、原則事業者の負担とする。

(3) その他の費用

電気使用料、定期保守に係る費用、事故等に係る費用、設置等に係る費用及び運用に係る費用は、事業者の負担とする。

7 その他

(1) 設置期間中であっても、市庁舎のレイアウト変更や開庁時間の変更等やむを得ず事業の一部又は全部を中止又は変更することがある。

(2) 本庁舎のレイアウト変更などにより設置方法等の変更が生じた場合は、市と事業者との協議の上、設置方法の変更や機器の増設・変更を行うものとする。

(3) その他の仕様については、市と事業者との協議により決定するものとする。